

港区ホームページ作成費用補助金 申請確認シート (申請時には、このシートも提出のこと)

会社（団体）名			
担当者		電話番号	

申請者は、以下の項目に該当していますか？	チェック欄
中小企業基本法に規定される中小企業者 である。 確認⇒ 2 ページ	
港区に本社登記しており、申請時点で創業 2 年未満である。 確認 ⇒ 法人：履歴事項全部証明書(本店所在地・会社成立年月日) 個人：開業届(所在地・開業日)	
納期の到来している法人都民税と法人事業税(個人は特別区民税・都民税)を完納している。	
現在、自社のホームページを持っていないので、新規にホームページ作成する。 ※既にホームページを開設している場合や変更・改修は対象になりません。	
販売を直接の目的とするもの、または複数の中小企業等が共同して製作するものではない。	
令和4年 3 月末までにホームページ作成を完了し、かつ経費の支払いが完了する予定。	
◎以上のすべての項目に間違いなく該当します。 ⇒ チェック欄に確認	

上記の項目にすべて該当した上で、申請時には下記の必要書類を用意して下さい。
本確認シートも提出してください。

必要書類一覧（すべて用意します。）	チェック欄	区使用欄 (/)	
同意書			
補助金交付申請書			
収支計画書			
見積書（経費の内容と金額が分かるもの） ※発注予定業者が発行した補助対象経費の根拠となるもの			
納税証明書 法人：都税事務所発行の法人都民税・法人事業税の納税証明書 ※事業を始めて 1 年未満の場合は、過去に滞納した会社ではない証明書を港都税事務所に発行してもらって下さい。 個人：(港区民) 特別区民税・都民税（港区役所発行） (区民以外) 第二種均等割事務所事業所税（港区役所発行）			
法人：履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し ※3 ヶ月以内発行のもの 個人：開業届（税務署受領印のあるもの）のコピー			

※港区内に本部または支部を置く団体として申請の場合、団体規約及び会員名簿を提出してください。

区記入欄

補助金を申請できる中小企業について

業種分類

中小企業基本法の定義

製造業、建設業、運輸業その他の業種

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は
常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

卸売業

資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は
常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

小売業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社
並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

サービス業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社
常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

対象となる会社形態

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、土業法人 等

対象とならない会社形態

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人 等

使用する印について

申請書、報告書、請求書に使用する印はすべて同一の印を使用してください。

法人：法務局に登録している印(法人の代表者印)

個人事業者：市区町村に登録している印

※会社印のみでは申請できません。必ず代表者印が必要です。

代表者印 見本



申請書の代表者欄の記載方法について

必ず代表者の肩書を記載してください。氏名のみでは受付できません。(個人事業主は除く)

(例) 代表取締役 港 麻子